

茨城工業高等専門学校の有する個人情報の管理等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第59号。以下「法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。）独立行政法人国立高等専門学校機構個人情報管理規則（平成17年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第65号。以下「管理規則」という。）及び独立行政法人国立高等専門学校機構保有個人情報の開示等に関する取扱規則（平成17年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第66号。以下「取扱規則」という。）に定めるもののほか、茨城工業高等専門学校（以下「本校」という。）における本校の保有する個人情報の管理等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、「個人情報」とは、管理規則第2条第1項に規定する個人情報をいう。

2 この規則において、「保有個人情報」とは、管理規則第2条第3項に規定する保有個人情報をいう。

3 この規則において、「特定個人情報」とは、管理規則第2条第11項に規定する特定個人情報をいう。

4 この規則において、「各課等」とは、各系、各部、専攻科、学術総合情報センター、地域連携センター、技術教育支援センター、学生健康センター、グローバル教育センター、ダイバーシティ推進センター、広報戦略室、キャリア支援室、教学IR室、総務課及び学生課をいう。

(保有個人情報の管理体制)

第3条 本校における保有個人情報を適切に管理するため、本校に管理規則第5条に規定する総括保護管理者（以下「総括保護管理者」という。）、管理規則第6条に規定する保護管理者（以下「保護管理者」という。）、管理規則第7条に規定する保護担当者（以下「保護担当者」という。）及び管理規則第7条の2に規定する特定個人情報取扱担当者（以下「特定個人情報取扱担当者」という。）を置く。

(総括保護管理者)

第4条 総括保護管理者は、校長を持って充て、本校における保有個人情報の管理に関する事務を総括する。

(保護管理者)

第5条 保護管理者は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 副校長（専攻科長）
- (2) 各系長及び各部長
- (3) 学術総合情報センター長
- (4) 地域連携センター長
- (5) 技術教育支援センター長
- (6) 学生健康センター長
- (7) グローバル教育センター長
- (8) ダイバーシティ推進センター長
- (9) 広報戦略室長
- (10) キャリア支援室長
- (11) 教学IR室長
- (12) 総務課長及び学生課長

2 保護管理者は、当該各課等の保有個人情報に関し、次に掲げる業務を行う。

- (1) 個人情報ファイル簿の作成に関すること
- (2) 保有個人情報の取扱状況の記録に関すること
- (3) 情報システムにおける安全の確保等に関すること
- (4) 保有個人情報の提供に関すること
- (5) 保有個人情報の点検に関すること

(保護担当者)

第6条 保護担当者は、前条の保護管理者が当該各課等の教職員のうちから指名する者をもって充てる。ただし、総務課及び学生課においては、原則として当該課に所属する課長補佐、専門員、専門職員及び係長とする。

2 保護担当者は、保護管理者の業務を補佐する。

(特定個人情報取扱担当者)

第7条 特定個人情報取扱担当者は、総務課長及び学生課長が指名する者をもって充てる。

2 特定個人情報取扱担当者は、保護管理者から指定された役割並びに範囲内で番号法第2条第5項に規定する個人番号及び特定個人情報に関する業務を行う。

(教職員の責務)

第8条 保有個人情報を取り扱う教職員は、法の趣旨に則り、関連する法令等の定め並びに第4条から第6条に規定する総括保護管理者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、保有個人情報を取り扱わなければならない。

(持ち出しの許可)

第9条 本校から保有個人情報等を持ち出す場合は、保護管理者（又は総括保護管理者）の許可を得るものとする。

(個人情報相談窓口)

第10条 本校に、取扱規則第2条第2項並びに第18条第2項に規定する窓口として、個人情報相談窓口を設置するものとする。

2 個人情報相談窓口は、総務課に置く。

(高等学校等就学支援金の支給に関する事務)

第11条 高等学校等就学支援金の支給に係る特定個人情報等の取扱いについては、茨城工業高等専門学校が行う高等学校等就学支援金の支給に係る個人番号関係事務における特定個人情報等取扱規程に必要な事項を定める。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、本校の保有する個人情報の適切な管理等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年9月27日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和元年6月13日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和3年3月9日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。